

## 第3章 国際郵便引受停止等に伴う 公示送達の見直し

### 1. 法改正の必要性

#### (1) 従来 of 制度

出願人等が日本に住所又は居所（法人にあつては、営業所）を有しない者（以下「在外者」という。）である場合、在外者への送達は、「在外者に特許管理人があるときは、その特許管理人に送達しなければならない」（特許法第192条第1項）、「在外者に特許管理人がないときは、書類を航空扱いとした書留郵便等に付して発送することができる」（同条第2項）、（航空扱いとした）「書留郵便等に付して発送したときは、発送の時に送達があったものとみなす」（同条第3項）と規定している。

そして、公示送達について、「送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れないとき、又は前条において準用する民事訴訟法第107条第1項（第2号及び第3号を除く。）の規定により送達をすることができないときは、公示送達をすることができる」（特許法第191条第1項）と規定している。

その方法は、「官報及び特許公報に掲載するとともに特許庁の掲示場に掲示することにより行う」と規定している（同条第2項）。

#### (2) 改正の必要性

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による一部の国・地域宛ての航空郵便の引受停止により、令和5年6月現在、当該国・地域の在外者に対する特許法第192条第2項の規定による書類の発送ができない状況となっているが、当該規定による発送を行うことができない場合は、同法第191条の公示送達の要件とされていないことから、送達の効力を発生させる手段がない状況が続いている。

## 2. 改正の概要

### (1) 公示送達の要件追加

公示送達について規定した特許法第191条を改正し、国際紛争や感染症の影響により現実に国際郵便の引受けが停止され、当該国に対して国際郵便の発送が行えないといった、同法第192条第2項により書類を発送することが困難な状況が6月間継続した場合を追加することとした。

なお、「6月間」について、公示送達は通常の送達ができない場合の最後の手段と考えるべきであるところ、書類を発送することが困難な状況により現に行えなかった場合に直ちに公示送達とすることは適当ではない。この点、民事訴訟法第110条第1項第4号では、外国の送達について当該国の管轄官庁に嘱託を發した後6か月経過しても送達を証する書面の送付がない場合を公示送達の要件としていることから、これも踏まえて、書類を発送することが困難な状況が「6月間」継続した場合としたものである。

### (2) 公示送達の方法追加

公示送達の方法については、従来の官報掲載及び特許公報への掲載は引き続き行うこととしつつ、利便性向上の観点や同趣旨の規定がある他の法律の改正状況も踏まえ、特許法第191条第2項を改正し、特許庁の事務所内の映像面（ディスプレイ）に表示したものを閲覧することができる状態に置くことを追加することとした。

### 3. 改正条文の解説

#### ◆特許法第191条

(送達)

第九十一条 特許庁長官の指定する職員又は審判書記官は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。

一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合

二 前条において準用する民事訴訟法第七十一条（第二号及び第三号を除く。）の規定により送達をすることができない場合

三 次条第二項の規定により書類を発送することが困難な状況が六月間継続した場合

2 公示送達は、送達する書類を送達を受けるべき者に何時でも交付すべき旨を官報及び特許公報に掲載するとともに、その旨を特許庁の掲示場に掲示し、又は特許庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置くことにより行う。

3 (略)

公示送達を行うことができる場合について規定した特許法第191条第1項を改正し、同法第192条第2項により書類を発送することが困難な状況が6月間継続した場合を追加することとした。

また、特許法第191条第2項を改正し、公示送達の方法として、特許庁の事務所内の映像面（ディスプレイ）に表示したものの閲覧をすることができる状態に置くことを追加することとした。

## 4. 施行期日及び経過措置

### (1) 施行期日

改正法の公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日(令和5年7月3日)から施行することとした(改正法附則第1条第1号)。

### (2) 経過措置

#### ◆改正法附則第3条

(特許法の一部改正に伴う経過措置)

**第三条** 第二条の規定(附則第一条第一号に掲げる改正規定に限る。)

による改正後の特許法(以下この条において「新特許法」という。)

第百九十一条第一項(実用新案法第五十五条第二項、意匠法第六十八条第五項及び商標法第七十七条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、同号に掲げる規定の施行の日(次項において「第一号施行日」という。)前の期間については、新特許法第百九十一条第一項第三号に規定する六月の期間に算入しない。

2 新特許法第百九十一条第二項(実用新案法第五十五条第二項、意匠法第六十八条第五項及び商標法第七十七条第五項において準用する場合を含む。)の規定は、第一号施行日以後に行われる公示送達について適用し、第一号施行日前に行われた公示送達については、なお従前の例による。

第1項において、改正法の施行日以後の期間のみを改正後の特許法第191条第1項第3号に基づく公示送達の発動要件の期間として算入することとした。

また、第2項において、改正法の施行日前にした公示送達の方法については、改正後もなお従前の例によるものとした。